

リーダー取得までの流れ

STEP 1 推進リーダーになりたい！

- 地域にてリハビリ専門職として活躍したい！
- これからの高齢化社会に向けて地域包括ケアシステムに貢献したい！
- 介護保険に関して知りたい！
- 地域包括ケアシステムって何？PTとして何ができる？
- …など

現在地域で活躍し頑張っている方から病院勤務でも地域リハへ興味のある方や知識を高めたい方、まずは参加してみましょう！

※令和4年度よりリーダー取得には『登録理学療法士』であることが必須となります。

- ① 協会 HP 内【会員限定コンテンツ HP 掲載箇所】
- ② 会員限定コンテンツ>職能事業>協会指定職能研修会>地域包括ケアシステムに関する推進リーダー制度

STEP 2 リーダー登録する

- ① 日本理学療法士協会のマイページから「メニュー」⇒「地域包括ケア」⇒「リーダー登録」から
 - 1) 地域ケア会議推進リーダー
 - 2) 介護予防推進リーダーそれぞれの推進リーダーに登録してください。

この登録がない状態で、『e-ラーニング受講』『士会指定事業登録』『導入研修』の受講は無効となります。必ずリーダー登録をしてから申請や受講をしてください。

STEP 3 e-ラーニングを受講する(※免除要件あり)

〈e-ラーニング受講の場合〉

- ① 協会マイページから「研修会・学術大会」⇒「受講申込登録」⇒「e-ラーニング」からそれぞれのe-ラーニングを検索し申し込みを行い受講してください。
(※申し込みから受講まで約1か月かかるため早めの申し込みをお願いします。)

※研修を受講するにはe-ラーニングの受講は必須となります。ただし、免除要件があります。

〈eラーニング免除の場合〉

① eラーニング免除要件

「地域ケア会議推進リーダー」（2018年度より名称変更しています）

- ア) **士会事業に参加経験があり、かつ士会から推薦された会員 ※**
- イ) ケアマネージャー資格取得者
- ウ) 地域認定理学療法士取得者

「介護予防推進リーダー」

- ア) **士会事業に参加経験があり、かつ士会から推薦された会員 ※**
- イ) ケアマネージャー資格取得者
- ウ) 介護予防認定理学療法士取得者

〈士会からのeラーニング免除推薦要件〉

1. 3年以上の介護保険系施設等の勤務経験のある会員
2. 3年以上の介護保険による仕事に携わった経験のある会員
3. **3年以上の経験年数があり、過去に士会指定事業への参加経験がある会員**
4. 訪問リハビリテーション実務者研修会の受講者
5. 介護保険に係る行政・事業等に関わった経験のある会員
6. 地域包括ケアシステム推進委員会委員
7. 地域包括実務担当者
8. その他、上記1～7の項目以外で地域包括システム推進委員会が認めた事業

免除要件のア)の項目での免除を希望する方は、まず青森県理学療法士会HPの会員専用ページの『各種申請書』の『**推進リーダー取得に関わる申請書（ワードファイル）**』をダウンロードいただき、参加した士会事業と推薦要件を記入して頂き、**県士会事務局へ添付ファイルにてお送りください**。推薦要件を満たした方には『推薦書』をお送りいたします。

推薦書が手元に届きましたら、協会のマイページよりeラーニングの免除の手続きを行ってください。手続きには士会推薦の推薦書、介護支援専門員資格証明書、認定理学療法士の証明書のいずれかが必要になります。

STEP 4 士会指定事業に参加する

ステップ4の士会指定事業の参加はステップ5の研修会の参加後でも可能です。

※士会指定事業登録はリーダー登録以降の事業のみが対象となります。

青森県理学療法士会の士会指定事業

1. 理学療法週間に関する行事、介護予防事業、地域ケア会議への参加
2. 総会参加
3. 青森県理学療法学会大会参加
4. 青森県理学療法士会が行った種々の事業への参加
5. 様々な理学療法およびその啓発に関連する活動への参加
6. 地域でのスポーツイベントなどへの支援活動への参加
7. 地域包括実務担当者
8. その他、上記1～6の項目以外で地域包括ケアシステム推進委員会が認めた活動への参加

※士会指定事業具体例

介護予防事業、地域ケア会議、職能局懇談会、介護予防キャラバン、スポーツ理学療法セミナー、士会主催の研修会など・・・

上記以外にも他の事業参加があればご相談ください。

e-ラーニング免除と同様に、推進リーダー取得に関わる申請書に事業名・年月日を記入して青森県理学療法士会事務局にメールにて送付く（申請書はHP内にありますのでご活用ください。e）

STEP 5 導入研修会を受講する

協会HPのマイページより研修会の申し込みを行ったうえで研修会を受講してください。



【STEP 3～5の順番について】 ※ステップ3と4はどちらが先でも構いません。また、ステップ5の研修会後にステップ4の指定事業参加でも構いません。

導入研修前に必ずe-ラーニング受講もしくはe-ラーニング免除の手続きが必要ということです。

* e-ラーニング受講もしくはe-ラーニング免除申請が行われていない状態で導入研修を受講しても、受講は無効となり履修とはならず、再受講が必要となります。ご注意ください。

ご不明な点があれば気軽にお問い合わせください。

問合せ先：

地域包括ケアシステム推進担当理事 二宮 高志

E-mail:ninomiya-towada@sg-miyagikai.or.jp

(社福)みやぎ会 介護老人保健施設とわだ リハビリテーション室

Tel : 0176-27-3131 FAX : 0176-27-3139

※平日日中は電話対応に時間がかかることがあります。なるべくメールでの問い合わせをお願い致します。

e-ラーニング免除の申請書送付先：

青森県理学療法士会事務局 担当 成田 幸恵 中川原 ユカリ

E-mail : ptaomori@jomon.ne.jp

TEL : 017 (752) 9444 FAX:017 (752) 9445